

第四十四回 帝國議會
衆議院 遺族扶助料ニ關スル法律案外五件

委員會議錄(速)第一回

(都市計畫地方委員會職員ノ恩給及
市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案
府縣立師範學校長俸給並立公學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案
明治四十五年法律第十三號中改正法律案
明治三十三年法律第七十七號中改正法律案)

大正十年三月十五日午前十時五十分開議
出席委員左ノ如シ
八田 宗吉君 佐藤寅太郎君 龍野周一郎君
荒川 五郎君 橋口 秀雄君 石川長右衛門君
出席政府委員左ノ如シ
馬場 鎌一君
栗屋 謙君
武部 欽一君
文部省書記官 關屋 龍吉君
文部省宗教局長
文部省參事官
法制局參事官
文部省宗敎局長
都市計畫地方委員會職員ノ恩給及遺族扶助料ニ
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
正法律案
市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改
關スル法律案
○委員長(八田宗吉君) 是ヨリ開會致シマス
○荒川五郎君 此恩給退隱料ノコトニ就テ、モウ一
ツ質問ヲ致シタイト思ヒマシタガ、幸ニ馬場博士ガ
政府委員席ニ御見エデアリマスカラ御尋致シマス、
文官竝ニ軍人ニハ之ヲ恩給ト唱ヘ、ソレカラ教員ヤ
巡查ナドニハ之ヲ退隱料ト唱ヘテ居ルノデアリマシ
テ、其名稱ヲ區別サレテ居リマスガ、等シク其精神
ハ恩給デアル、此度提案ニナリマシタル都市計畫地
方委員會職員ノ如キハ、恩給トシテ恩給法ヲ適用
スルヤウニナッテ居リマス、元ハ主トシテ官職官
制ノコトハ退官退職ヲ目當ニシテ居リマス、隨テ
其等ニハ相當ノ名ヲ用キ、下級ノ者ニハサウ云フコ
トガ無カツタノヲ、後ニナッテ眼中ニ殆ト置カレヌ、巡
査、看守、教員ト云フ者ニハ、特ニ退隱料ト云フ名稱
ヲ付サレテ居リマス、斯ノ如キハ名ヲ一樣ニシテ、
簡單明瞭ニスルコソ何カノ便利ト心得マス、然ルニ
特ニ別名ヲ今ニ因襲シテ來ラレテ居ル趣意ハ、ドウ
云フ譯デアリマスカ、是ガ第一、ソレカラ第二ニハ、
只今申上ゲタ恩給竝ニ退隱料ノ制度ガ甚ダ複雜極マ

ル、一様ノ法律デ簡明ニ出來ルモノヲ、殊更ニ僅カノ
差違ヲ設ケテ種々ナル法律ヲ澤山出サレテ居リマシ
テ、其官職ニ居ル人、其人ニハソレデ分リマセウ
ガ、一般ノ人ガ見ル場合、竝ニ政治家トシテ之ヲ研究
スル場合ナドニモ、甚ダ不便デアルト思ヒマスガ、此
恩給竝ニ退隱料ニ就テハ簡潔ヲ旨トシテ、總體的ニ
改善セラル、ト云フコトハ、政府ニ於テ考ヘテ居ラ
レマセヌカ、又容易ノ事業デナインデアリマスルガ、
是ガ第二點、ソレカラ第三點ニハ、恩給ト云フモノ、
馬場博士ノ豊富ナル蘊蓄ヲ以テ大體ノ御説明ヲ願ヒ
タイ、以上三點ノ質問ヲ致シマス
○馬場政府委員 御質問ノ順序ニ依ツテ御答ヲ申シ
マシテ、更ニ最後ニ多少考ヲ申上ゲマス、御説ノ如
ク今日ノ制度デハ、先づ此文武官ニ就テノ恩給ハ所
謂恩給ト稱シテ居リ、待遇官吏即チ學校職員、巡查、
看守ノ如キ、所謂待遇官吏ト吾々が申シテ居ル者ノ
恩給ハ、退隱料ト稱シテ居ルノデアリマス、是ハ成程
名稱ヲ異ニシテ居リマスケレドモ、法律上ノ性質ナ
リ又其年金ノ性質ハ全ク同様ノモノト考ヘテ居リマ
スルガ故ニ、今ニ於テ此名稱ヲ踏襲シテ居ルノヲ改
ムルヤ否ヤト云フ問題ニ就キマシテハ、私ハ強テ此
名稱ヲ踏襲スルノ必要ハナイト考ヘテ居リマス、併
ナガラ然レバ恩給ト云フ文字ハ、所謂適當ナル名稱
デアリマス、併シ是等ノ點ハ實ハ目下頻リニ攻究中
ス、今日デハ本來ノ性質カラ云フト、恩給ト云フ字其
ノモノガ私ハ必ズシモ適當ナル文字トハ思ヘナイン
デアリマス、併シ是等ノ點ハ實ハ目下頻リニ攻究中
ス、其爲メニ昨日モ荒川君ノ御質問ノアッタ如クニ、
或ル教員ガ轉々シテ居ル間ニ退職給與金ノ打切りト
カ、退隱料ヲ引受ケナイトカト云フヤウナ財源ノ關係、
給與ノ主體ノ關係ニ於テ甚ダ區々デアルノデアリマ
ス、故ニ恩給法規ノ統一トカ、給與ノ主體ヲ統一スル
トカ云フ必要ガアルノデハナイカト思フ、此爲メニ
特別會計ノヤウナモノデモ設ケテ府縣カラ納付サセ
ル、其府縣ノ納付金ノ財源ハ市町村ヨリ納付スルト
云フ風ナ方法ヲ考ヘ、又適當ノ給與方法ヲ考ヘナケ
レバナラヌ、然ラバ官吏、軍人、學校教員等ニ、ソレソ

レ轉職、轉官シタ場合ニ此恩給退隱料モ給シ得ルト
云フコトニ至ルノデハナカラウカ、先づ給與ノ主體
ノ統一ニ依リ、勤續、轉勤、轉官ニ於ケル年限通算ノ
關係、其等ヲ解決シタイト思フノデアリマス、ソレカ
ラ更ニ進ンデ昨日荒川君ノ頻ニ御質問ノアリマシ
タ准教員ノ如キモノモ、是モ准教員トシテ退隱料ヲ
給與スルカ宜イカ、或ハ准教員ニ對スル年限ハ一年
ヲ一年ト算ヘナイ、或ハ半年ト算ヘルト云フヤウニ
スルカ、其等ノ點モ准教員ノミナラズ、雇員等ニ就テ
モ實ハ攻究中デアリマス、而シテ此等ノ問題ハ結局
ニ於テハ非常ニ國庫ノ負擔ヲ増加スルト云フコトニ
歸著スルデアラウト思フ、現在國庫デ給與シテ居ル
恩給退隱料ガ、通算シマシタナラバ、大正十年度デ六
千萬圓ヲ超過シテ居ルト思フ、更ニ今申ス如キ制度
ヲ實行スルト云フコトニナレバ、恐クハ國庫ノ負擔
ハ更ニ渺ナカラズ増加スルデアラウト思フ、ソレカ
ラ又昨日モ御質問ノアリマシタ、公務ノ爲メノ傷痍、
疾病者ニ給與スベキ恩給退隱料ト云フヤウナモノモ
是モ今日ノ所デハ軍人恩給ニ就テハ勿論デアリマ
スガ、其他ニ就テモ非常ニ給與ガ少ナイノデアリマ
ス、是ハ殊ニ軍人ノ戰傷ノ爲メニ不具ニナッタ者ト
カ、其他巡查、看守等ノ公務ノ爲メニ不具ニナッタ者
ハ、此等ノ者ハ殆ト生活ノ出來ナイモノヲ、今日給與
シテ居ルノデアリマス、之ニ就テハ國家ノ重大問題
ト考ヘマシテ、私共及バズナガラ是ガ增加ニ就テハ
適當ナル方法ヲ講ジタイト思フ、昨日荒川君ノ言ハ
レタ、渺ナクトモ生活ノ最少限度ヲ給スルト云フコ
トハ、國家ノ焦眉ノ急務デアルト思フ、之ヲ行フニハ
渺カラヌ國庫ノ金ヲ要スルノデ、而モ是ハ將來ノモ
ノノミナラズ、現在ノモノニ就テモ給與シナケレバ
ナラスト云フコトニナルト、實ハ渺カラズ財源ヲ要
スルノデアル、ノミナラズ一般ノ恩給退隱料ト云フ
モノハ、今日ニ於テハ増加スルノ必要アルコトハ何
人モ疑ハナイ、斯ノ如クニシテ行ッタナラバ、或ハ所
謂公務ニ就ク人間ガ將來多數得ラル、デアラウカ、
渺ナクトモ官吏等ニ就テノ相當ノ人才ヲ官海ニ誘致
スルコトガ出來ルト思フ、是ハ恩給制度ニ就テ考
ヘテ見ナケレバナラスト思フノデアリマス、併シ

是トテモ之ヲ増加シマスルニ就テハ、相當ノ財源ヲ
要シ、且ツ近來ノ趨勢ニ依リマスト、既ニ恩給ヲ湖
及スルト云フヤウナコトガ從ツテ行ハレテ居ルノデ
アリマス、爾カスレバ元來恩給ヲ受ケ居ル者ニモ
亦増額シナケレバナラスト云フ問題ヲ生ズルノデア
リマス、ソレデ斯ウナリマスルト云フト、恐クハ一
モ、實ハ攻究中デアリマス、而シテ此等ノ問題ハ結局
ニ於テハ非常ニ國庫ノ負擔ヲ増加スルト云フコトニ
歸著スルデアラウト思フ、現在國庫デ給與シテ居ル
恩給退隱料ガ、通算シマシタナラバ、大正十年度デ六
千萬圓ヲ超過シテ居ルト思フ、更ニ今申ス如キ制度
ヲ實行スルト云フコトニナレバ、恐クハ國庫ノ負擔
ハ更ニ渺ナカラズ増加スルデアラウト思フ、ソレカ
ラ又昨日モ御質問ノアリマシタ、公務ノ爲メノ傷痍、
疾病者ニ給與スベキ恩給退隱料ト云フヤウナモノモ
是モ今日ノ所デハ軍人恩給ニ就テハ勿論デアリマ
スガ、其他ニ就テモ非常ニ給與ガ少ナイノデアリマ
ス、是ハ殊ニ軍人ノ戰傷ノ爲メニ不具ニナッタ者ト
カ、其他巡查、看守等ノ公務ノ爲メニ不具ニナッタ者
ハ、此等ノ者ハ殆ト生活ノ出來ナイモノヲ、今日給與
シテ居ルノデアリマス、之ニ就テハ國家ノ重大問題
ト考ヘマシテ、私共及バズナガラ是ガ增加ニ就テハ
適當ナル方法ヲ講ジタイト思フ、昨日荒川君ノ言ハ
レタ、渺ナクトモ生活ノ最少限度ヲ給スルト云フコ
トハ、國家ノ焦眉ノ急務デアルト思フ、之ヲ行フニハ
渺カラヌ國庫ノ金ヲ要スルノデ、而モ是ハ將來ノモ
ノノミナラズ、現在ノモノニ就テモ給與シナケレバ
ナラスト云フコトニナルト、實ハ渺カラズ財源ヲ要
スルノデアル、ノミナラズ一般ノ恩給退隱料ト云フ
モノハ、今日ニ於テハ増加スルノ必要アルコトハ何
人モ疑ハナイ、斯ノ如クニシテ行ッタナラバ、或ハ所
謂公務ニ就ク人間ガ將來多數得ラル、デアラウカ、
渺ナクトモ官吏等ニ就テノ相當ノ人才ヲ官海ニ誘致
スルコトガ出來ルト思フ、是ハ恩給制度ニ就テ考
ヘテ見ナケレバナラスト思フノデアリマス、併シ

是トテモ之ヲ増加シマスルニ就テハ、相當ノ財源ヲ
要シ、且ツ近來ノ趨勢ニ依リマスト、既ニ恩給ヲ湖
及スルト云フヤウナコトガ從ツテ行ハレテ居ルノデ
アリマス、爾カスレバ元來恩給ヲ受ケ居ル者ニモ
亦増額シナケレバナラスト云フ問題ヲ生ズルノデア
リマス、ソレデ斯ウナリマスルト云フト、恐クハ一
モ、實ハ攻究中デアリマス、而シテ此等ノ問題ハ結局
ニ於テハ非常ニ國庫ノ負擔ヲ増加スルト云フコトニ
歸著スルデアラウト思フ、現在國庫デ給與シテ居ル
恩給退隱料ガ、通算シマシタナラバ、大正十年度デ六
千萬圓ヲ超過シテ居ルト思フ、更ニ今申ス如キ制度
ヲ實行スルト云フコトニナレバ、恐クハ國庫ノ負擔
ハ更ニ渺ナカラズ増加スルデアラウト思フ、ソレカ
ラ又昨日モ御質問ノアリマシタ、公務ノ爲メノ傷痍、
疾病者ニ給與スベキ恩給退隱料ト云フヤウナモノモ
是モ今日ノ所デハ軍人恩給ニ就テハ勿論デアリマ
スガ、其他ニ就テモ非常ニ給與ガ少ナイノデアリマ
ス、是ハ殊ニ軍人ノ戰傷ノ爲メニ不具ニナッタ者ト
カ、其他巡查、看守等ノ公務ノ爲メニ不具ニナッタ者
ハ、此等ノ者ハ殆ト生活ノ出來ナイモノヲ、今日給與
シテ居ルノデアリマス、之ニ就テハ國家ノ重大問題
ト考ヘマシテ、私共及バズナガラ是ガ增加ニ就テハ
適當ナル方法ヲ講ジタイト思フ、昨日荒川君ノ言ハ
レタ、渺ナクトモ生活ノ最少限度ヲ給スルト云フコ
トハ、國家ノ焦眉ノ急務デアルト思フ、之ヲ行フニハ
渺カラヌ國庫ノ金ヲ要スルノデ、而モ是ハ將來ノモ
ノノミナラズ、現在ノモノニ就テモ給與シナケレバ
ナラスト云フコトニナルト、實ハ渺カラズ財源ヲ要
スルノデアル、ノミナラズ一般ノ恩給退隱料ト云フ
モノハ、今日ニ於テハ増加スルノ必要アルコトハ何
人モ疑ハナイ、斯ノ如クニシテ行ッタナラバ、或ハ所
謂公務ニ就ク人間ガ將來多數得ラル、デアラウカ、
渺ナクトモ官吏等ニ就テノ相當ノ人才ヲ官海ニ誘致
スルコトガ出來ルト思フ、是ハ恩給制度ニ就テ考
ヘテ見ナケレバナラスト思フノデアリマス、併シ

アラウト思フノデアリマス、將來此法典ニ手ヲ入レラレル場合ニハ、是等ニ深ク御考慮ヲセラル、コトハ、賢明ナル當局者ニ申上ゲル迄モナイト心得マスガ、此際特ニ一言申上ゲテ置キマス、其意味ヨリシテ御尋シタインオハ、只今職務上傷痍ヲ受ケ、疾病ニ罹リタル者ノ救助ニ就テハ、全體ノ法典ヲ整理セラルル給退隱料ヲヤル、斯ウ云フコトガドノ法律ニモアルヤウニ思ヒマス、職務ノ結果ニ依テ或ハ怪我ヲシ、或ハ病氣ノ結果ニ依テ不具廢疾ニナルノハ、一年箇年内ニ傷病或ハ困難ヲ生ズルヤラ、一年後ニ生ズルヤラト云フコトハ、其時ノ狀況其人ノ身體並ニ諸般ノ關係ニ依テ分ルマイト思フノデアリマス等シク職務カラ起キタモノヲ、一年内ニ結果ガ現ハレタモノハ救濟スルケレドモ、一年後ニ現レタモノハシナイト云フガ如キハ、餘リニ形式ニ拘ハツテ、サウシテ恩給ヲ與ヘマニ、退隱料ヲ省カウトスルト云フヤウニ、冷酷ナル法律——法律ハ冷酷デアルモノ、如キ感ジヲ與ヘルノデアリマス、是等モ法典總テノ整理以前ニ於テ遠ニ修正セラルベキモノト思フノデアリマス、如何デアリマスカ

○馬場政府委員 全ク御説ノ大體ニ於テ、公務ノ爲メニ傷痍疾病ニ罹ッタ者ノ恩給ヲ、必シモ在職年數若クハ退職當時ノ俸給等ニノミ拘ラナイデ、生活シ得ル最少限度ノ恩給ヲ尠クモ給與シ、尙ホ在職年數若クハ退職當時ノ俸給ノ大ナルモニ就テハ、相當ニ増加ヲシテ給與スルト云フコトハ、大體ノ御説ニ就テ私ハ同意見デアリマス、併ナガラ然ラバ此際根本ノ制度ニ手ヲ觸レナイデ、是ダケヲヤルト云フコトニ就テハ、是ハ少シク考ヘタイト思フノデアリマス、何トナレバ成程此等ハ焦眉ノ急デアリマスガ、私等ノ感ズル所ニ依レバ、是等ノ問題モ焦眉デアルガ、一般他ノ點ニ於テモ可ナリ焦眉ノ點ガアルノデアリマス、故ニ成ベク根本改正ヲ急ギマスト同時ニ、此問題ヲ併セテ解決シタイト考ヘテ居ルノデアリマス、尙ホ附加ヘテ申上ゲタイノハ、今ノ一年内ニ公務傷病ノ原因ニ依テ退職シタト云フコトガ分ッタ

場合ニ今日限^タテ居ルガ、ソレハ冷酷デアル、此點ニ就テモ吾ミノ見解ニ於キマシテハ、必シモ成程一年ト限ルト云フコトハ酷デアルカモ知レナイ、併ナガラ是ハ無期限ニ何年後ニデモ公務ノ爲メノ傷痍疾病デアルト云フコトヲ證明シ得ルカト云フコトニナルト、是ハ實ハ醫學上ノ問題デハナイカト思フノアリマス、此點ニ就テハ、醫學大家ノ說ヲ徵シマシテ攻究シタイト思^タテ居リマスガ、今日迄ノ考デハ之ヲ無期限ニスルト云フコトハ、其間ニ果シテ公務ニ基イタル疾病デアルヤ否ヤト云フコトノ證據ガ餘程薄弱ニナリハシナイカ、若シ誤^タテ然ラザル者ニ恩給ヲ給與スルヨトニナリマシテハ、是亦一方ニ厚クシテ、所謂宋襄ノ仁ノ誹ヲ免レナイノデアリマスカラ、此點ハ餘程十分ナル研究ヲ遂ゲマセスト、直チニ御意見ニ御同意スル譯ニ參リマセス、只今御話ニナタ大體ニ就テ、此根本改正ヲ大ニ急グト同時ニ適當ナル解決ヲ致シタイ、斯^タ考ヘテ居ル次第デアリマス

正スル爲メニハ、府縣市町村立或ハ公立、斯ウ云フ文
字ニ改メテ、同一ナル待遇ニサル、コトヲ教育界ニ
於テハ希望シテ居ルヤウデアリマスガ、之ニ對シテ
政府當局ノ御考ハ如何デアリマスカ
○栗屋政府委員此退隱料ハ小學校教員退隱料ト
ナツテ居ル爲メニ、附屬小學校教員ニ轉ジタ場合ニ不
利益ニナルデハナイカ、何トカ改メテハドウカト云
フ御尋デゴザイマシタガ、是ハ不利益ニナル點ハア
リマスガ、全然退隱料ノ適用ガナイ譯デハアリマセ
ヌ、勤續ト云フ點ニ於キマシテ、小學校ノ教員ノ方
ガ勤續シマスト、大變率ガ宜クナツテ居ル、ソレデ附
屬ノ小學校ノ方に轉ズル、或ハ始メカラ附屬小學校
ノ教員デアルト、是ハ一般他ノ公立學校ノ職員退隱
料ノ方ニ依ルカラ、小學校教員ノ率ノ宜イ退隱料ガ
取レナイコトニナル、此點ニ於テ多少不利益ニハナ
リマスガ、併ナガラ一般ノ文官ト較ベマシテハ、決
シテ不利益ニハナツテ居ラナイ、ソレデ附屬小學校ノ
方へ行ク者ガ、此爲メニ多少減リハシナイカト云フ
御心配デアリマスガ、或ハサウ云フコトガアルカモ
知レマセヌ、併シ附屬ノ小學校ハ一縣ニ於テ模範的
ノモノデアリマシテ、將來榮達ノ途モ遙ニ開ケルノ
デアリマスカラ、是ガ爲メニ行クコトヲ嫌フコトハ
實際ニ於テハ餘リ無イデハナイカト思フ、併ナガラ
其性質ニ就テ申シマスト、等シク小學校ノ教育ヲヤッ
テ居ル譯デアリマスカラ、之ヲ何トカ改メルコトニ
就テハ尙ホ十分考慮ノ餘地アリト考ヘルノデアリマ
ス、此點ニ就テハ曩ニ馬場政府委員ノ御答ノアリマ
シタ通り、根本的調査ノ際ニ十分考慮ヲ加フルベキモ
ノデアリマシテ、差當リ直チニ之ヲ變ヘル運ビニハ
ナリ兼ネマス、根本調査ノ際ニ十分考慮ヲ加フルコ
トニ致シテ見タイト考ヘテ居ル次第アリマス
○委員長(八田宗吉君) 他ニ質問ゴザイマセヌカ
——質問ハ是デ終了致シマシタ、明日此委員會ヲ開
イテ決定致シタイト思ヒマス、本日ハ是デ散會致シ
マス

大正十年四月二十二日印刷

大正十年四月二十三日發行

議院事務局

印刷者 印刷局